

【論 文】

## 公認会計士監査制度の課題と展望

千代田 邦 夫

情報の公開は民主主義の基本である。そして、企業の財務ディスクロージャーが現代経済社会の骨格を形成していることは紛れもない事実である。それは、企業の公開する財務情報が、投資者、債権者、アンダーライター、証券アナリストはもちろんのこと、労働者や私たち消費者等を含む広範な利害関係者の意思決定の手段であり、かつ国家の財政政策にとって欠くことのできない手段だからである。つまり、財務ディスクロージャーは社会における資源の有効な活用と効率的配分にとって不可欠な制度なのである。私たちは、財務ディスクロージャーの意義を広くかつ高い視点から捉えなければならない。

このような立場に立つ時、財務ディスクロージャーの中心となる財務諸表は信頼できるものでなければならない。利害関係者の意思決定や国家の財政政策の基礎資料として真に値するものでなければならない。そして、そのための最大の責任は、何といても経営者にある。財務諸表の作成者であり、所有者だからである。特に、公開会社の経営者は、財務情報を含む企業情報を十分かつ適正に開示することの責任の重大さを再認識しなければならない。

そして、公認会計士や監査法人は、経営者の作成した財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して企業の実態（財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況）をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて職業的専門家としての意見を表明するという重要な役割を担っている。粉飾決算を見逃してはならない。

このように、経営者と公認会計士や監査法人の責任は重大であるが、企業の不正な財務報告を防止し財務諸表の信頼性を確保するためには、さらに、財務ディスクロージャー制度を形成している他の関係者も各々の役割を拡充強化することによって、財務ディスクロージャー制度全体を向上させることが重要である。つまり、会計基準設定機関である企業会計基準委員会、公認会計士の団体である日本公認会計士協会、金融庁と証券取引等監視委員会や公認会計士・監査審査会を中心とする規制機関、金融商品取引所、裁判所、マスコミ、大学教育と大学人等も、財務ディスクロージャー制度全体を強化するという視点から、それぞれの力量を高める必要がある。これが、私の主張する“マルチディメンショナル・アプローチ”（multidimensional approach）である。

このように、財務ディスクロージャー制度全体の中で公認会計士監査制度を捉えるということをも基本的視点として、わが国の公認会計士監査制度の課題と展望について私見を述べる。

## 1 監査人を取り巻く会計・監査環境の変化

まず指摘しなければならないことは、いわゆる「国際会計基準」の動向である（周知のように、国際会計基準審議会（IASB：International Accounting Standards Board）が発表する会計基準は「国際財務報告基準」（IFRS：International Financial Reporting Standards）と呼ばれる）。欧州連合（EU）が2005年よりEU域内の上場企業約7,000社の連結財務諸表にIFRSの適用を強制し、そして、2009年以降は域外企業にもIFRSか同等の基準の利用を義務付ける方針を採用して以降、IFRS採用国が急速に拡大した。その数は現在110カ国以上である。

そこで、アメリカも、2008年8月、同国の上場企業に対してIFRSを適用させるためのロードマップ案（工程表）を公表。特定の要件を満たした上場企業については2009年12月15日以降に終了するSEC宛年次報告書からIFRSの任意適用を認め、そして、IFRSの継続的な改善やアメリカ国内におけるIFRSに対する教育や訓練の充分性等を評価した上で、アメリカ国内のすべての上場企業にIFRSを強制適用するかを2011年に決定するとした。もし強制適用が決まった場合には、企業を3つの層に分け、2014年から2016年の間に段階的にIFRSを適用することになっている。

国際会計基準がすでに事実上のグローバル・スタンダードになっている現在、日本も孤立することはできない。2009年6月、金融庁長官の諮問機関である企業会計審議会は、国際的な事業活動や財務活動を行っている上場企業の2010年3月期の連結財務諸表に国際会計基準の任意適用を認め、2012年に最終決定を行うとしつつも、2015年または2016年に上場企業の連結財務諸表に国際会計基準を義務付けると発表した。さらに、2011年3月期にはこれまでの当期純利益に、長期保有株式の含み損益や海外子会社投資の円換算差額、ヘッジ取引の含み損益を加味した「包括利益」の開示を上場企業に義務付けるとした。企業は損益計算書の一番下に包括利益の金額を表示するか、「包括利益計算書」を別に作成することになる。これもIFRSの議論に沿った措置である。

国際財務報告基準（IFRS）の基本的な考え方は、「原則主義」（プリンシプル・ベース）と「公正価値で評価した貸借対照表に重点をおく」ということである。原則主義とは、会計基準の原則だけを示し、詳細なルールは示さないということである。国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC）による解釈指針はあるが、具体的な取引の処理については、基本的には各企業と監査人たる公認会計士の判断に委ねる。公認会計士の役割は重大である。

そして、国際会計士連盟の動きも活発である。国際監査・保証基準審議会（IAASB）は国際監査基準や国際品質管理基準、国際監査実務ステートメント、国際レビュー業務基準、国際保証業務基準等を発表しているが、これらは、わが国の監査基準や日本公認会計士協会の監査基準委員会の報告書、監査・保証実務委員会の実務指針等に大きな影響を及ぼしている。例えば、平成14年改訂の監査基準は国際監査基準に準拠したものであり、平成17年改訂の監査基準に見られる「事業上のリスク等が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮した監査」、つまり、“リスク・アプローチ”から“ビジネス・リスク・アプローチ”へとリスクを広範囲

に捉えようとする動きは、IAASBの指針に準拠したものである。

このように、監査人の判断基準である会計基準と監査人の行為指針である監査の基準の国際的統合化の動きが急速である現状を再認識しなければならない。

## 2 わが国の公認会計士制度の現状をどう捉えるか

わが国の財務ディスクロージャー制度と公認会計士制度は基本的には進展していると言える。それは、以下の理由による。

### （1）法定監査の拡大

法定監査が着実に広がっている。2000年3月末と比べると2009年3月末は、以下のような状況である。

金融商品取引法対象会社（4,110社→4,328社、218社増）、会社法対象会社（5,419社→5,497社、78社増）、私立学校法人（5,036法人→5,652法人、616法人増）、信用金庫・信用組合（94→377、283金庫等増）、地方自治体（1999年4月から開始、当初の74自治体から現在は120自治体）、国立大学法人（90法人）と独立行政法人（76法人）、特定目的会社（368社）と投資事業有限責任組合（566組合）。この間、特に公会計分野への進出が目立つ。

### （2）経営者の公認会計士監査に対する認識

経営者の公認会計士監査に対する認識は高まっている。過去10年間における国際会計基準の導入による影響が大きい。連結会計、キャッシュ・フロー計算書、税効果、退職給付会計、一連の時価会計（特に、その他有価証券の含み損、販売用不動産の含み損、減損会計）等が導入される中で、経営者が公認会計士の役割と監査の重要性を認識しているのである。

### （3）公認会計士や監査法人の姿勢と日本公認会計士協会の対処

10年前の1999年10月31日の公認会計士は12,725人、現在は18,951人で6,226人の増加、準会員は3,693人から現在9,377人と5,684人も増加している。監査法人は143法人から189法人へ46法人の増加。金融庁の締め付けが強化される中での監査法人の増加傾向は、金融商品取引法に係る監査に関与しない監査法人が増加している事実はあるものの、経営者が監査法人による監査を重視しているからであろう。

この10年間において、公認会計士業界及び公認会計士・監査法人に激震をもたらしたのは、中央青山監査法人の解体である。事件は残念であるが、その最大の教訓は、「公認会計士にとっての“クライアント”とは誰か」を認識させたことである。公認会計士にとってのクライアントは投資者である。監査報酬を払う被監査会社ではない。

監査の質の向上については一概に評価できないが、少なくとも「監査に関する品質管理基準」（平成17年）の策定や監査法人の審査機構の整備、日本公認会計士協会の品質管理レビューの強化等によって、監査の品質が向上していることは事実であろう。監査法人に対する

監査責任者のローテーション（法律上は7年だが大手監査法人は自主規制として5年）や継続的専門教育も制度化された。また、監査環境の変化に対応した日本公認会計士協会の実務指針の発表も評価できる。

#### （４）企業会計基準委員会

わが国の会計基準設定主体である企業会計基準委員会は、企業会計基準や企業会計基準適用指針の発表、実務対応報告、国際会計基準審議会との連携等に奮闘している。国際会計基準設定プロセスにおいて企業会計基準委員会の果たす役割はますます重要となり、その強化は不可欠である。これは、国会及び経済界を含む姿勢の問題でもある。

#### （５）マスコミ

この10年間におけるマスコミの会計・監査に対する関心の高まりは明らかである。国際会計基準、意見不表明報告書、継続企業の前提に関する情報、内部統制に関する重要な欠陥等に関するニュース等が頻繁に見られる。これらのニュースが投資者や一般の人々の会計・監査に対する関心を喚起し、彼らをして公開会社や公認会計士・監査法人を監視させていることは確かである。マスコミの健全なオピニオンが財務ディスクロージャー及び会計・監査の進展にとって極めて重要であることを再確認しよう。

#### （６）金融庁と公認会計士・監査審査会

四半期報告書とそのレビュー、財務報告に係る内部統制の監査の導入は、世界的な流れにそったものである。もっとも、財務報告に係る内部統制の監査については意見が分かれる。

そして、企業経営の健全性や効率性を確保するためのコーポレート・ガバナンスに対する関心の高まりの中で、有価証券報告書における「コーポレート・ガバナンスの状況等」の次のような開示も評価できる。取締役会と執行役の役割、内部統制システムとリスク管理体制の整備の状況、内部監査と監査委員会による監査の状況、社外取締役と会社の利害関係、監査責任者である公認会計士の氏名と所属監査法人名及び関与年数、役員報酬と退職金。

また、監査公認会計士等に対する報酬の内容（監査証明業務報酬と非監査業務報酬を前年度比較方式で記載）、その他重要な報酬の内容（海外提携先監査法人に対する報酬とその内容）、非監査業務の内容、監査報酬の決定方針等の開示は、監査人の独立性との関係から重要である。

そして、公認会計士・監査審査会は、①日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果の審査（平成18事務年度137件、19年度131件、20年度120件）、②日本公認会計士協会への立入検査（平成17年3月、19年5月）、③監査事務所等への立入検査（平成17事務年度8件及び4大監査法人、18年度13件及び3大監査法人、19年度11件、20年度6件）、④金融庁長官への勧告（平成17事務年度4大監査法人、18年度3監査法人、19年度5監査法人、20年度1監査法人）等を実施している。これらの施策は、公認会計士監査制度全体を背後から監視しかつ支援する

という意味で評価できる。

### （7）金融商品取引所

金融商品取引所は、①監査人の意見不表明報告書に対する上場廃止、②上場契約違約金（2008年7月新設、5年以内に3度目の改善報告書を求められた場合は上場廃止）等の方針を採択、以前よりは強い姿勢が見られる。株式会社としての金融商品取引所の姿勢と取引所自身の質のコントロールという課題に対処しているものと思われる。

### （8）会計士訴訟

最近10年間は企業倒産に係り監査人が訴えられ、公認会計士・監査法人がその責任を認めるという事件も発生している。

1995（平成7）年から98年にかけての金融機関の倒産により、1999年に日本長期信用銀行や山一証券、日本債券信用銀行等の株主や破産管財人らが損害賠償を求めて会計監査人を訴えた。山一証券については原告側は敗訴したが、日本住宅金融については、元株主が監査法人と元役員を相手に損害賠償を求めた訴訟で、監査法人が計2,000万円の解決金を支払うことで和解が成立した。粉飾決算で監査法人が金銭を負担した初めてのケースであった（日本経済新聞、2002. 6. 28）。

日本長期信用銀行（現新生銀行）の違法配当事件にからむ粉飾決算を見逃したとして、整理回収機構が当時の監査法人太田昭和センチュリー（現・新日本有限責任監査法人）に71億円の損害賠償を求めていた事件で、新日本監査法人（当時）は、一定の責任を認め、整理回収機構に2億円を支払うことで合意、東京簡易裁判所で調停が成立した（日本経済新聞、2002. 7. 30）。

2008年12月には経営破綻した発電設備工事会社ナナボシ（大証二部）の粉飾決算を見逃したとして、管財人が監査法人トーマツ（現・有限責任監査法人トーマツ）に約10億円の損害賠償を求めた訴訟は、トーマツが一審判決を上回る4,000万円を支払うことで大阪高裁で和解が成立、上場企業の法定監査で監査法人の過失を認めた判決である（日本経済新聞、2008. 12. 6）。

この間、2002年のフットワークエクスプレスによる粉飾事件で瑞穂監査法人の公認会計士が逮捕・起訴され、同監査法人は倒産。カネボウ粉飾事件により3名の公認会計士も起訴され、金融庁から処分を受けた中央青山監査法人は2007年7月に解体した。2006年1月にはライブドア事件、投資事業組合や海外の関連会社等を駆使した違法な錬金術で赤字を黒字に粉飾、公認会計士も有価証券報告書の虚偽記載の罪で懲役10カ月の実刑判決を受けた。

### （9）大学人と大学教育

一番遅れているのは、大学人と大学教育の分野と思う。特に、監査論については、監査職能

の拡大や監査人の判断を支援する計量化等の領域に意欲的な研究が見られるものの、全体としてはアメリカ公認会計士協会の監査基準書の解説が目立つ。

そして、会計教育の欠陥も指摘できる。以下のような国際会計基準と国際監査基準についての総合的教育が求められるところである。

- ・国際会計基準審議会(国際財務報告基準(IFRS)、国際会計基準(IAS)、国際財務報告基準解釈指針委員会解釈指針、解釈指針委員会解釈指針書)
- ・米国財務会計基準審議会(FASB)基準書
- ・国際監査・保証基準審議会(IAASB)基準(Auditing & Assurance、国際監査基準、国際品質管理基準、国際監査実務ステートメント、国際レビュー業務基準、国際保証業務基準)
- ・AICPA 監査基準書(SAS)
- ・米国公開企業会計監視委員会(PCAOB)基準書、AICPA 立場表明書(SOP)等。

### 3 課題と展望

財務ディスクロージャー制度における“マルチディメンショナル・アプローチ”の強化を前提としつつ、グローバル市場におけるわが国の公認会計士監査制度はいかにあるべきか。

(1) 公認会計士監査の役割の拡大として、「財務諸表監査」から「経済社会全体に奉仕する多様な監査へ」ということが早くから指摘されている。「監査人は市場の番人であるべきである」「監査は包括的・継続的の事業報告に対しても関与すべきである」「監査は常時モニター型の継続監査を志向すべきである」等と主張されるところである。

1994年のジェンキンス・レポートは、「会計プロフェッションは事業報告におけるすべての情報に対して積極的に関与し保証を付与すべきである」と主張する<sup>(1)</sup>。また、1996年のエリオット委員会も、非財務情報及び情報システムに対する保証について提言している<sup>(2)</sup>。

現実に企業はFinancial Reporting から Business Reporting へ、Financial Disclosure から Business Disclosure へと重点を移動している。

注意すべきことは、財務諸表監査の延長線上にある監査と財務諸表監査の範疇に収まらない監査を区別することである。予算監査や利益情報の監査(例えば、決算短信に対する監査)等は前者にある。CSR 報告書(CSR 経営を支えるガバナンス、コーポレートマネジメント、リスクマネジメント等)、社会・環境報告書(エコアイディアレポート)、知的財産報告書等に関する監査人の関与等は後者であろう。社会監査の代表としての環境監査(品質、環境、労働安全衛生)については、EUはEMAS(Eco-Management and Audit Scheme)をすでに制度化している。

後者の領域については、例えば、社会・環境報告書や知財報告書の監査にしても、公認会計

注1) AICPA, Comprehensive Report of the Special Committee on Financial Reporting, "Improving Business Reporting – a Customer Focus," (the Jenkins Report), December 1994, Chapter 7.

注2) AICPA, Report of Special Committee on Assurance Services Engagement, December 1996.

士のみでは解決できない問題が多い。会計と法と技術が一体となって協力しなければ解決しない。したがって、異なる専門家集団のチーム（環境監査人、品質監査人、弁護士、公認会計士等）による監査が行われ、さまざまな専門家の判断が総合化されて一つの結論を導くような仕組みが考えられなければならない。

（2）財務諸表監査に対する社会一般からの期待は高まっていると言われているが、事実だろうか。もし事実ならば社会は公認会計士に何を期待するのか？

投資大衆の公認会計士に対する期待と現実の公認会計士の業務との「期待ギャップ」は永遠の課題である。投資大衆の誤った期待や過大な期待を啓蒙的に排除しつつ「合理的期待」にどう応えるべきか。では、合理的期待とは何か。確認すべきは、財務諸表監査に関する改革の視点は、コーエン委員会が主張する「財務諸表利用者は監査済みの財務情報は不正が行われていないので信頼できると仮定する権利を有している」にある<sup>(3)</sup>。

監査人の独立性に対する投資者の知覚も敏感になり、監査人の外観的独立性がますます重視される。さらに、会計士訴訟の分析（これは日本公認会計士協会としては扱いつらい領域である）も重要な課題である。

そして、経営者の「雇用人的会計士観」は払拭できているのだろうか。監査報酬の状況等を分析してみると問題は依然として残る<sup>(4)</sup>。

いずれも、経年的な実態調査が必要とされる理由である。日本公認会計士協会と学界は常設の委員会を設置し、総合的かつ横断的視点からの課題を検討・提言することが求められている。

### （3）公認会計士と監査法人、日本公認会計士協会

監査人の独立性と監査法人の監査業務の質の向上は最大の課題である。独立性を支えるのは個々の公認会計士と監査法人の「実力」である。監査人の知識や技能、監査法人の体制はグローバルに展開する企業会計実践に追いついているのだろうか？ 若手及び中堅の公認会計士に対する教育の問題が顕在化している。

日本公認会計士協会に対しては、会計プロフェッションの意義を再確認することを求めたい。国家（法律）が公認会計士及び監査法人に監査証明業務の独占権を与えているのは、彼らの業界が“会計プロフェッション”だからである。会計プロフェッションとは、会計学という学問を擁して公共のサービスに任ずる専門職業のことである。監査証明業務を中核とする“会計profession”は“会計industry”であってはならない。

注 3) The Commission on Auditors' Responsibilities, The Commission on Auditors' Responsibilities, and Recommendations, 1978.

注 4) 『月刊監査役』日本監査役協会、2008年12月号、2009年8月号。

（4）大学人として取り組むべき課題

我々には、何よりも、規範的財務諸表監査研究への努力がいつそう求められる。監査を「論」として「学」として、いかに高めるべきか。

一つのアプローチとして、監査の基礎的概念が明確にされなければならない。例えば、「専門家としての懐疑心」「独立性」「適正性」「試査」「監査人の判断の計量化の意義と限界」等である。

そして、国際水準の会計学教育という観点から、学部や大学院における会計・監査教育のフレームワークの構築は緊急の課題である。

（本稿は2009年度日本会計研究学会の統一論題「公認会計士監査制度の課題と展望」の報告を加筆修正したものである）